

第43回がん検診のあり方に関する検討会	資料 3
令和 7 年 4 月 23 日（水）	

対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて

近年の対策型検診の項目の導入過程

- 国立がん研究センターによる有効性評価（※）において、対策型検診として実施することが推奨された検診項目について、がん検診のあり方に関する検討会において導入に向けた検討を行い、自治体が使用する運用マニュアルなどの整備を行った上で、指針改正を行い対策型検診として位置づけている。

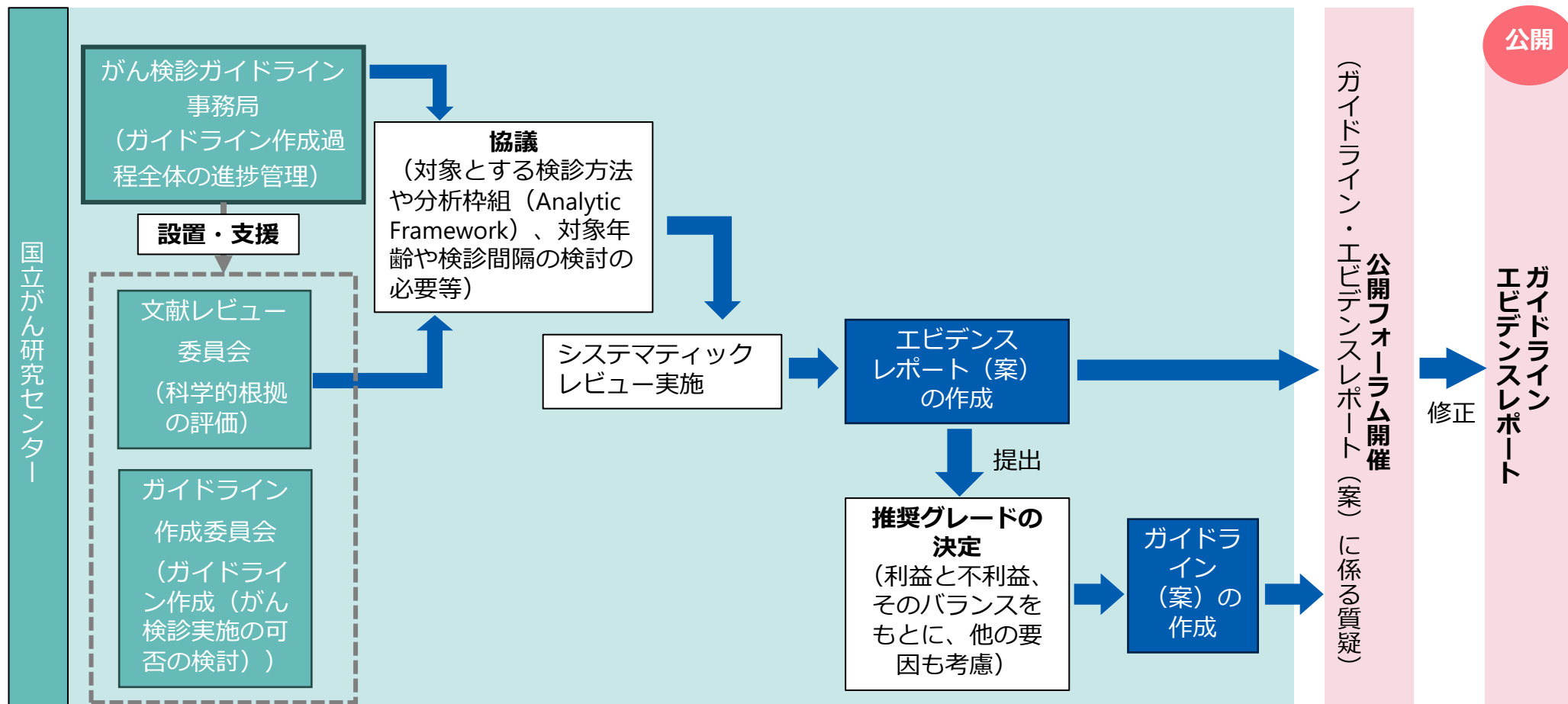
※ 死亡率減少という利益が、検査の偽陽性や過剰診断等の不利益を上回るかどうかの評価

導入年	がん種	検診項目	
平成28年	胃がん	胃内視鏡検査	新規の検診項目として導入（50歳以上に対し2年に1回）
	胃がん	胃部エックス線検査	対象年齢・受診間隔の変更 ※「当面の間」の規定あり （40歳以上→50歳以上、1年に1回→2年に1回）
令和5年	子宮頸がん	HPV検査単独法	新規の検診項目として導入 ※実施体制が整った自治体で選択可能 （30歳以上に対し5年に1回）

	令和5年度 HPV検査単独法		平成28年度 胃内視鏡検査	
有効性評価に基づくがん検診ガイドライン	令和2年3月31日	有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019年度版公表	平成27年3月31日	有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン 2014年度版公表
検診検討会における検討	令和3年3月17日 令和4年5月25日	第32・35回検討会 研究班の進捗状況の報告	平成26年9月28日 ～ 平成27年7月30日	第9回～第15回検討会
	令和5年6月2日 ～ 令和5年12月28日	第38～40回検討会 導入に向けた議論		
	令和6年2月9日 （持ち回り）	第41回検討会 指針案、マニュアル案	平成27年9月29日	検診検討会中間報告書
公表	令和6年2月	「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」の公表	平成28年1月	「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」の公表
	令和6年2月14日	指針改正	平成28年2月4日	指針改正

国立がん研究センターにおける有効性評価の手順について

- ▶ 国立がん研究センターでは下記の手順で有効性評価を実施し、ガイドライン及びエビデンスレポートを公表している。



※文献レビュー委員会、ガイドライン作成委員会は、臨床医、疫学者等の専門家から構成され、それぞれ独立したメンバーとする。
※作成されたガイドライン案については、関連分野の臨床医を含む専門家の外部評価を実施する。

HPV検査単独法の導入状況と自治体支援について

➤厚生労働省はHPV検査単独法の導入に向けた自治体への支援として、以下の取組等を行っている。

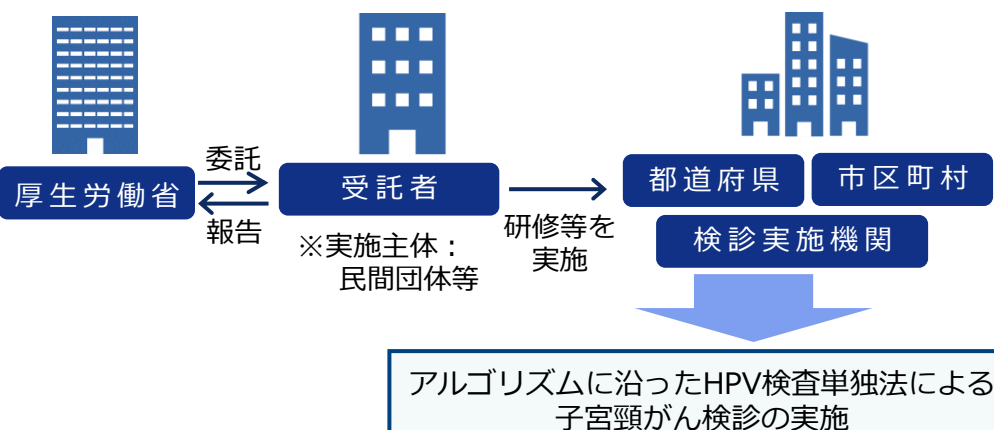
- ・ 検診の精度管理に係る研修の実施
- ・ 健康管理システムのHPV検査単独法導入に伴う改修費への補助
- ・ 自治体向けのQAの公開

➤令和6年度にHPV検査単独法を導入した自治体は、和光市、志木市、横浜市の3自治体と把握している。

➤HPV検査単独法の導入を検討している自治体からは、実際に導入した自治体における具体的な導入方法や運用状況、課題について詳細に把握した上で、自らの自治体への導入を検討したいとの意見が寄せられている。

HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業

都道府県、市区町村、HPV検査単独法の実施を市区町村から受託する検診実施機関に対し、アルゴリズム^(※)に沿ったHPV検査単独法による子宮頸がん検診の精度管理について研修等を行う。

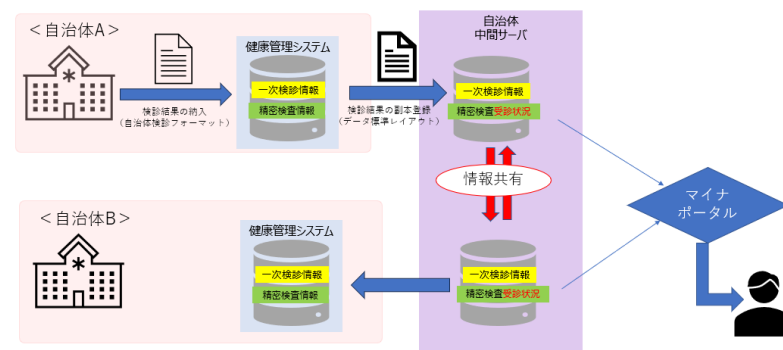


(※) 検診結果ごとにどのような検査をいつ行うかを定めたもの。

子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修事業

HPV検査単独法の受診歴はマイナンバー連携の対象となる情報であることから、各市区町村は、マイナンバー連携を可能にするため、健康管理システムを改修する必要があり、システム改修に要する経費について補助するもの。

がん検診における自治体システムの概要



第4期がん対策推進基本計画

➤ 取り組むべき施策において、以下のとおり記載している。

（取り組むべき施策）

国は、我が国におけるがん検診の進捗及び課題を整理するため、諸外国における取組との経年的な比較調査を実施する仕組みについて検討する。

国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する。

国は、指針に基づかないがん検診に係る効果検証の方法について検討するとともに、指針に基づかないがん検診の効果検証を希望する関係学会や企業等と、地方公共団体のマッチングを促進する仕組みについて検討する。

国は、我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討する。

対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて

現状・課題

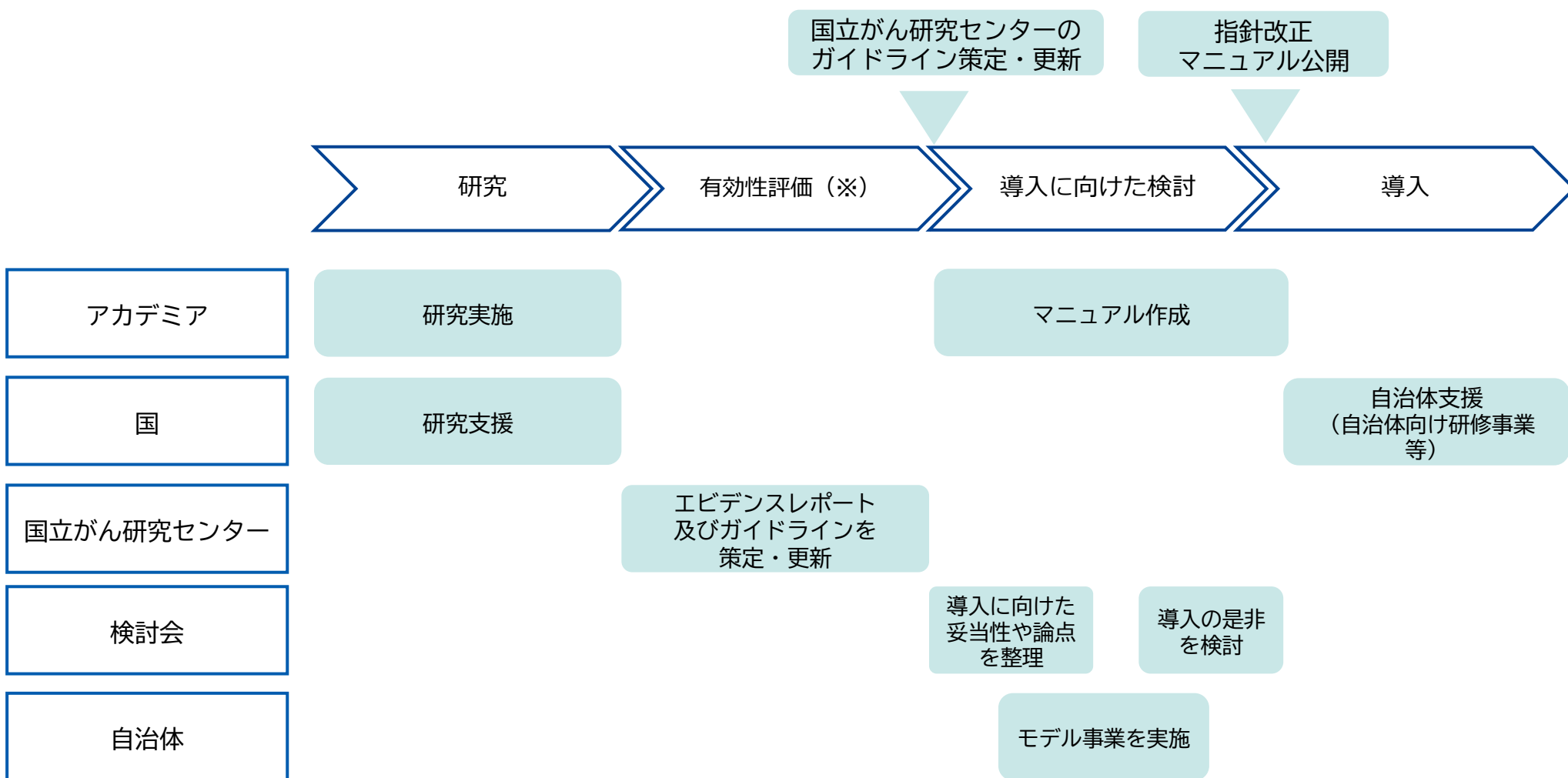
- 近年、健康増進法に基づくがん検診（対策型検診）として新たに位置づけられた、胃がん検診における内視鏡検査や、子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法の導入プロセスを振り返ると、国立がん研究センターによる有効性評価により、対策型検診として実施することが推奨された検診項目について、がん検診のあり方に関する検討会で検討を行い、運用マニュアルなどの整備を行った上で、対策型検診として導入されている。
- 子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法では、導入から1年が経過後の現在、実際に実施している自治体は3自治体であり、導入を検討している自治体からは、実際に導入した自治体から具体的な導入方法や運用状況、課題を提供して欲しいという声が寄せられている。
- こうした反省に立ち、科学的に有効性が確認された検診項目を、多くの自治体へ円滑に導入するために、第4期がん対策推進基本計画にあるように、「対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する」ことが重要である。

対応（案）

- 対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて、以下を基本としてはどうか。
 - ①国立がん研究センターは、検診項目に関するエビデンスの収集を行い、随時有効性評価を実施
 - ②検討会は、有効性評価の結果、対策型検診として実施が推奨された項目について導入に向けた妥当性や論点を整理
 - ③一部の自治体で試行的に実施（モデル事業）
 - ④モデル事業を踏まえ、検討会において導入の是非を検討

対策型検診の項目の導入に係るプロセス（案）

対策型検診の項目の導入に係るプロセス（案）は以下のとおり。



※ 死亡率減少という利益が、検査の偽陽性や過剰診断等の不利益を上回るかどうかの評価